



＼7つの〇(まる)で安全・安心をPR！／

「ななま～るステッカー」

(豊島区感染拡大防止対策推進登録制度)

ご利用の店舗、事業者のみなさまへ

いつも、豊島区の文化観光行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

7月1日より開始した新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進登録制度「ななま～るステッカー」をご利用いただき、ありがとうございます。登録いただきました全ての店舗、事業者様にお送りしています。

今年も残り少なくなって参りましたが、コロナウィルス感染状況はこの制度を開始した頃よりもかなり悪化しており、皆様へ改めて、感染拡大防止対策の徹底をお願い申し上げるとともに、関連する補助金等のご案内をお送りします。下記、3点について、ご確認をお願いいたします。

### 1. 感染拡大防止に向けて、今一度ご確認と実施の徹底をお願いします！

#### ■「ななま～る」7つの宣言

- 密閉空間を作らないよう換気を徹底します！
- レイアウトを工夫して、感染リスクの低減を目指します！
- お客様と接するスタッフもマスク着用・手洗いなど感染症対策を徹底します！
- 施設・会場内の環境整備に努めます！
- 施設・会場内の定期的な清掃・消毒等を行います！
- スタッフの体調管理等を徹底します！
- 万が一の時は保健所などと密に連絡を取り、感染拡大防止に努めます！

(裏面につづく)

「ななま～るステッカーが貼ってあるのに、従業員がマスクをしていない」等の苦情が文化観光課に何件か入っております。改めてご確認をお願いいたします。

## 2. 補助金のご案内について

下記2つの補助金のご案内が同封されています。「ななま～るステッカー」ご利用の店舗、事業者のみ、申請ができます。ご不明な点は下記、それぞれの所管までお尋ねください。

### ■ 新型コロナウイルス感染防止対策費用補助金

区内中小企業者・個人事業主が、感染拡大予防ガイドライン等に基づき店舗や事業所の改装、物品購入を行った経費を一部補助します。(所管課:生活産業課 補助金担当 ☎03-4566-2742)

### ■ 文化の灯をともし続けるための新型コロナウイルス対策経費補助金(長期対策型)

文化イベントを実施する施設の運営者(設置者)に対し、感染拡大防止のための備品購入費や消耗品費等を1件あたり30万円を限度に経費の2/3を助成します。(所管課:文化デザイン課 補助金担当 ☎03-3981-1476)

## 3. ななま～るNEWSが始まります!

「ななま～る NEWS」は新型コロナウイルス感染症対策に関する様々な情報や、補助金に関する情報など、配信の登録をしていただいた方にいち早くお届けするものです。

右にある2次元コードから配信の登録を行うことができます。ぜひ登録をお願いいたします。

### 【登録方法のご案内】

1. 右記2次元コードを読み取ってください。
2. 豊島区安全・安心 mail の登録画面が開きます。ここで利用規約をご確認のうえ、[同意する]をクリックしてください。
3. 区が配信しているメールマガジンの一覧が表示されます。「ななま～る NEWS」のチェックボックスにチェックをしてください。
4. 利用者情報のメールアドレス欄にメールマガジンの受信を希望するメールアドレスを入力してください。
5. メールを受信する時間帯を選択してください※未設定も可。
6. 入力内容を確認し、修正が無ければ登録ボタンをクリックしてください。これで配信の登録は完了します。



### お問い合わせ先

◇ 「ななま～るステッカー」「ななま～るNEWS」について

文化観光課 観光交流グループ 電話 03-3981-1316

◇ 「新型コロナウイルス感染防止対策費用補助金」について

生活産業課 補助金担当 電話 03-4566-2742

◇ 「文化の灯をともし続けるための新型コロナウイルス対策経費補助金(長期対策型)」について

文化デザイン課 補助金担当 電話 03-3981-1476

## 新型コロナウイルス感染防止対策費用補助事業

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、店舗や事業所の改装や、感染予防のための物品購入などを行った経費の一部を補助します。

<p>補助対象者</p>	<p>中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2号に規定する中小企業者のうち、以下の条件を全て満たしている者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■個人事業主の場合は区内に主たる事業所があり、法人の場合は区内に本店所在地および主たる事業所を有すること。</li> <li>■区内で3か月以上事業を営んでいること。</li> <li>■本補助金の申請段階において、「豊島区感染拡大防止対策推進登録制度」(ななま〜るステッカー)への登録を完了していること。</li> <li>■大企業が実質的に経営に参画していないこと。</li> <li>■フランチャイズおよびそれに類する契約を締結して事業を営んでいないこと。</li> <li>■暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体ではないこと。</li> <li>■風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、金融・貸金業ではないこと。</li> <li>■直近の法人(個人)都民税、事業税を滞納していないこと。</li> </ul>
<p>補助要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■同一の事業者に対する補助金の交付は、令和2年度内で1回に限る。</li> <li>■同一の対策用品を対象として、豊島区および他の公的機関から同種の補助金等の交付を受けていないこと。</li> <li>■補助金を受けようとする事業者の親会社、子会社、グループ企業等関連会社(資本関係のある会社、役員および社員を兼用している会社、代表者の三親等以内の親族が経営している会社等)との取引に要する経費ではないこと。</li> </ul>
<p>補助対象経費</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン等に基づき実施する、以下経費の合算額を補助対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○店舗・事務所改装費 例:換気装置の設置、パーテーション設置、自動水栓蛇口取付、テイクアウト専用カウンター設置等</li> <li>○滅菌・消毒・換気・飛沫防止等の衛生環境改善品の購入費 例:アクリル仕切板、サーモカメラ、非接触型体温計、サーキュレーター、空気清浄機、レジのコイントレー、マスク、消毒液等 (ただし消耗品は感染防止対策に伴う衛生環境改善品に限定し、補助対象経費総額の2割を上限とします。)</li> <li>○広告宣伝費 例:感染症対策について周知する看板、広告等</li> </ul>
<p>補助対象期間</p>	<p>令和2年4月1日から令和3年2月28日までに支払いが完了するもの</p>
<p>補助限度額</p>	<p>10万円 ※補助額2万円未満(補助対象経費が税抜2万5千円未満)は対象外です。</p>
<p>補助率</p>	<p>補助対象経費(税抜)の5分の4(千円未満端数は切り捨て)</p>
<p>受付期間</p>	<p>令和2年12月1日(火)から令和3年3月5日(金)必着 ※ただし、受付期間中であっても予定件数に達し次第終了します。</p>

申請方法等の詳細は裏面をご覧ください

## 【お申し込みの流れ】



※以下の感染拡大防止ガイドライン等を参考に対策を実施してください。

- ・「業種別ガイドライン」…内閣官房HP (<https://corona.go.jp>)
- ・「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～『新しい日常』の定着に向けて～」…東京都防災HP (<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007942/1007968.html>)

【申請書類】 レターパック等の記録が残る方法で郵送してください。

★印のあるものは区ホームページからダウンロード可能です。

区ホームページ  
QRコード



	法人	個人
1	郵送時チェックリスト ★	
2	補助金交付申請書(第1号様式) ★	
3	実績報告書(第1号様式 別紙) ★	
4	直近の法人住民税・事業税の納税証明書の写し(非課税の場合は、非課税証明書の写し)	直近の個人事業税の納税証明書の写し(非課税の場合は、直近の所得税確定申告書写し)
5	履歴事項全部証明書の写し(発行3か月以内のもの)	個人事業の開業・廃業等届出書の写し(受付印のあるもの)
6	補助対象経費の支払および内訳が確認できる書類 ※①および② 例: ①支払いの完了日が確認できるもの(領収書、銀行振込明細、ネットバンキング等の写し) ②購入品の内訳がわかるもの(請求書、内訳明細書等)	
7	返信用封筒(申請者の住所・氏名を記載し84円切手を貼付した、長形3号サイズのもの)	

◎「豊島区感染拡大防止対策推進登録制度」(ななま〜るステッカー)の詳細は、ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】文化観光課 観光交流グループ 電話：03-3981-1316



## 《申請・問い合わせ先》

豊島区 文化商工部  
生活産業課 補助金担当  
〒171-8422  
豊島区南池袋2-45-1 豊島区庁舎7F  
TEL:03-4566-2742



令和2年度

文化の灯をともし続けるための  
新型コロナウイルス対策経費補助金

申請のご案内

11月1日は

としま文化の日

Toshima City Culture Day

受付期間：令和3年3月31日（水）必着

豊島区



## 文化の灯をともし続けるための新型コロナウイルス対策経費補助金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、文化イベント等を開催するために必要な対策経費（短期対策型）や、文化イベント等を行う施設を運営するために必要な対策経費（長期対策型）の一部を補助します。

種 類	短 期 対 策 型	長 期 対 策 型
申請の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 構成員が5人以上の団体で、そのうち区内の在住・在学・在勤者がおおむね半数を占めていること</li> <li>◆ 活動拠点が区内にあること</li> <li>◆ 役員構成が明らかであるとともに、豊島区の公職にある者が代表者でないこと</li> <li>◆ 団体の存立・運営の拠り所となる定款・会則等が、構成員の総意を反映する手続きを経て整備されていること</li> <li>◆ 年度ごとに適切に会計処理がなされていること</li> <li>◆ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体ではないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 設置者が豊島区の公職にある者でないこと。また設置者が団体の場合は、豊島区の公職にある者が代表者でないこと</li> <li>◆ 設置者が団体の場合は、役員構成が明らかであること</li> <li>◆ 設置者が団体の場合は、その存立・運営の拠り所となる定款・会則等が、構成員の総意を反映する手続きを経て整備されていること</li> <li>◆ 年度ごとに適切に会計処理がなされていること</li> <li>◆ 設置者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体ではないこと</li> </ul>
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 印刷製本費(感染拡大防止を呼びかけるイベント時の掲出物等)</li> <li>◆ 通信運搬費(感染拡大防止を目的としたオンラインイベントに要した経費に限る)</li> <li>◆ 消耗品費(消毒薬・スタッフ用マスクの購入等)</li> <li>◆ 賃借料(オンライン配信用機材やサーモグラフィの賃借等)</li> <li>◆ その他区長が必要と認めた経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 業務委託費(飛沫防止板の設置作業等)</li> <li>◆ 印刷製本費(感染拡大防止を呼びかける常設する掲出物等)</li> <li>◆ 通信運搬費(感染拡大防止を目的としたオンラインイベントに要した経費に限る)</li> <li>◆ 消耗品費(消毒薬・スタッフ用マスクの購入等)</li> <li>◆ 備品費(オンライン配信用機材やサーモグラフィ等を長期継続使用する目的での購入等)</li> <li>◆ 賃借料(オンライン配信用機材やサーモグラフィの賃借等)</li> <li>◆ その他区長が必要と認めた経費</li> </ul>
補助率・補助限度額	補助対象経費の10分の9 1件あたり10万円	補助対象経費の3分の2 1件あたり30万円

種 類	短期対策型	長期対策型
補助の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆団体が自ら企画し、主催するものであること</li> <li>◆営利を目的とする活動ではないこと</li> <li>◆区民の文化活動の振興に役立つことが期待できるものであること</li> <li>◆特定の政治、宗教及び思想に偏していないものであること</li> <li>◆豊島区及びその他公的機関から同種の補助金等の交付を受けていないものであること</li> <li>◆新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)に定める新型インフルエンザ等緊急事態宣言の期間内に実施されるものでないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆所在地が区内にあること</li> <li>◆利用者は、広く、門戸を開いて募集されており、専ら特定の個人または団体が利用する施設ではないこと</li> <li>◆本補助金の申請段階において、補助対象となる施設が豊島区感染拡大防止対策推進登録制度への登録を完了していること</li> <li>◆特定の政治、宗教及び思想を支持または反対するための施設でないこと</li> <li>◆風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行うための施設ではないこと</li> <li>◆豊島区及びその他公的機関から同種の補助金等の交付を受けていないものであること</li> </ul>
申請上限数	同一の団体につき <b>2事業</b> まで	同一の設置者につき <b>2施設</b> まで
補助対象期間	令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)までに支払いが完了するもの	
受付期間	令和2年12月1日(火)～ <b>令和3年3月31日(水)必着</b> ※ただし、受付期間中であっても予算の上限に達し次第終了します。	

【申請書類】 ※様式(◆)は区ホームページからダウンロードすることができます。

1	◆交付申請書(第1号様式)
2	◆事業実施計画書(第2号様式)
3	◆事業収支予算書(第3号様式)
4	返信用封筒(申請者の住所・氏名を記載し84円切手を貼付した、長形3号サイズのもの)

※申請時点で既に事業が完了している場合は、以下の書類もご提出ください。

5	◆実績報告書(第8号様式)
6	◆補助金使途明細書(第9号様式)
7	事業の経費の支払いを証明する領収書等の証拠書類 ・支払いを証明することができるもの(領収書の写し、振込明細書の写し、など) ・経費の内訳が確認できるもの(請求書、納品書、など)
8	◆補助金請求書(第11号様式)

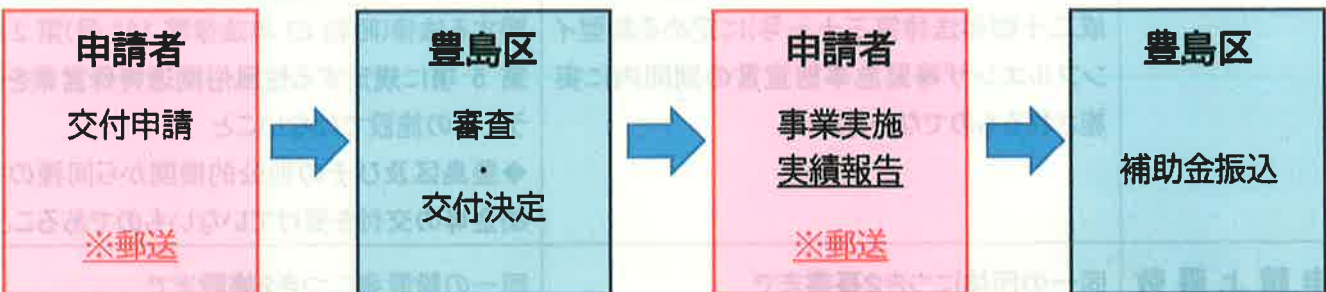
※申請の流れについては、次ページをご参照ください。

## 【申請の流れ】

○申請時点で既に事業が終了している方



○これから事業を実施する方



## 【申請の方法】

窓口での感染拡大防止のため、**郵送(レターパック、簡易書留など)での申請に限ります。**

## 【対策について】

以下の感染拡大防止ガイドライン等を参考に対策を実施してください。

- ・「業種別ガイドライン」…内閣官房 HP (<https://corona.go.jp>)
- ・「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～『新しい日常』の定着に向けて～」  
…東京都防災 HP (<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007942/1007968.html>)

## 【豊島区感染拡大防止対策推進登録制度『ななま～るステッカー』について】

長期対策型の申請には、標記制度への登録が必要です。

詳しくは、豊島区 HP (<https://www.city.toshima.lg.jp/132/2006241543.html>) をご覧ください。

【問い合わせ先】 文化観光課 観光交流グループ 電話:03-3981-1316(直通)



## 【補助金の申請・ご相談・問い合わせ先】

豊島区 文化商工部 文化デザイン課 補助金担当

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1 本庁舎7階

電話:03-3981-1476(直通) ※様式のダウンロードは豊島区 HP をご覧ください。

<https://www.city.toshima.lg.jp/125/bunka/2011182024.html>

